宇都宮市ゆうあいひろば遊具貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市ゆうあいひろば(以下「ゆうあいひろば」という。) において管理している遊具の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出しする遊具は、別表1のとおりとする。

(貸出対象団体)

- 第3条 貸出しを受けることができるものは、次に掲げる団体であって、市内に 存し、宇都宮市の区域において活動するものとする。
 - (1) 自治会や育成会などの地域活動団体
 - (2) その他市長が適当と認めた団体

(貸出対象事業)

- 第4条 貸出しの対象とする事業は,前条に掲げる団体が行う事業のうち,次の 各号に掲げる事業とする。
 - (1) 広く市民を対象とした事業
 - (2) 営利を目的としない事業
 - (3) 政治的・宗教的目的を有しない事業
 - (4) その他市長が適当と認めた事業

(貸出期間と回数)

- 第5条 貸出しを行う期間は、上限を4開館日とし、貸出し及び返却に関しては子どもたちのあそび広場(ゆうあいひろば内)の利用時間外(16時45分から17時30分)に行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を必要と認められる限度において延長することができる。
- 2 本市が貸出しを行う回数は、ミヤリーの大型トランポリン、サイバーホイールについては月1回、ボウリングセット、キックバイク、平均台については週1回とする。ただし、子どもたちのあそび広場で遊具を使用したイベントが予め設定されている日、定期点検期間、小学校の長期休業期間中(8月、12月、3月)、ゆうあいひろば休業日は貸出しを行わない。
- 3 1団体が貸出しの申出を申請できる回数は、年度内に2回までとする。

(貸出しの申出)

- 第6条 貸出しを受けようとするものは、遊具貸出申出書(第1号様式)により 子ども政策課に申し出なければならない。
- 2 貸出しの受付期間は、別表2のとおりとする。
- 第7条 市長は,前条の規定による申出があったときは,速やかに貸出しの適否 について決定し,遊具貸出決定(却下)通知書(第2号様式)により当該申出 を行ったものに通知するものとする。

(貸出しの方法等)

- 第8条 前条の規定により貸出しの決定を受けたものは、宇都宮市ゆうあいひろばにおいて、遊具貸出決定通知書を掲示して貸出しを受けるものとする。
- 2 前項の規定は、第4条に規定する貸出期間が満了した場合における遊具の 返却について準用する。

(游具の管理)

- 第9条 貸出しを受けたもの(以下「借用者」という。)は、細心の注意をもって遊具を管理・使用し、事故防止に努めなければならない。また、貸出期間中の事故に関しては、市及び宇都宮市ゆうあいひろばは一切責任を問わない。
- 2 借用者は遊具を損傷したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 この場合、借用者に対し、実費弁償を請求することができる。
- 3 借用者は、遊具を第三者に転貸してはならない。

(弁済)

第10条 貸出遊具を亡失し、又は故意若しくは重大な過失により損傷した時は、同等の備品を持って弁済しなければならない。

(遵守事項)

- 第11条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承諾された用途のみに使用すること。
 - (2) 屋内のみの使用とすること。
 - (3) 貸出期間を遵守すること。
 - (4) その他詳細等は取扱説明書を参照すること。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表1 (第2条関係)

別表 1 (第 2 条関係) 名称	大きさ	個数
ミヤリーの大型トランポリン	【収納時】 W1.0m×D1.2m×H0.8m 【展開時】 W3.5m×D3.8m×H2.5m	1 基
サイバーホイール	【収納時】 W1.0m×D1.0m×H0.5m 【展開時】 直径 1.6m×幅 1.4m (内円直径 1m)	1個
ボウリングセット	ピン (1本あたり) W200 mm×D200 mm×H370 mm ボール (1個あたり) W230 mm×D230 mm×H200 mm	1セット (ピン10本 ボール2個)
キックバイク	【2輪】 W470mm×D850mm×H650mm 【4輪】 W315mm×D580mm×H370mm	各1台
平均台	平均台(1個あたり) W170mm×D600mm×H100mm	1セット (12個)

※ ミヤリーの大型トランポリンとサイバーホイールは、借用者の同異を問わず同時に貸出しすることはできないものとする。

別表2 (第6条第2項関係)

遊具名	受付期間
ミヤリーの大型トランポリン	遊具使用日の2月前にあたる月の1日から
	1月前
サイバーホイール	遊具使用日の2月前にあたる月の1日から
	1月前
ボウリングセット	遊具使用日の2月前にあたる月の1日から
	2週間前
キックバイク	遊具使用日の2月前にあたる月の1日から
	2週間前
平均台	遊具使用日の2月前にあたる月の1日から
	2週間前

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

[別紙参照]